平成２５年（フ）第５３９号
神戸市須磨区関守町２丁目２番17号
債務者　千川　雅彦
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７４号
長崎県西海市西彼町伊ノ浦郷493番地１
債務者　一番ケ瀬利明
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
長崎県西海市西彼町伊ノ浦郷493番地１
債務者　一番ケ瀬久子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
宮崎市吉村町江田原甲222番地２　ビータス12番館202号
債務者　藤澤　清美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第９５号
鹿児島県霧島市隼人町見次765番地42　エクセル真孝204号
債務者　清水真由美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
福井市みのり１丁目24番16号　フォーブルタケザワ202
債務者　青山　大助
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
福井市大町２丁目1013番地　シャンパーニュ花堂東205
債務者　青山　　恵
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３７号
福井県鯖江市舟津町３丁目１番７―201号
債務者　髙島　清子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４６号
福井県越前市妙法寺町56番地の３、旧住所福井県鯖江市舟津町５丁目４番27号
債務者　若林　由美
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
佐賀県伊万里市新天町715番地１
債務者　古賀　政一
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１５２号
富山市城村502番地　市営住宅29号
債務者　桑原　健二
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５３号
富山県中新川郡立山町浦田260番地の４
債務者　鶴岡　悦子
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５４号
富山市赤田563番地１　ライフＭアカダ203号、前住所富山市大島２丁目324番地
債務者　松下　　寛
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５３号
広島県福山市神辺町大字川南446番地１　アルトポンテローザＢ101
債務者　藤田　政枝（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１７８号
広島県福山市曙町２丁目19番14―６号
債務者　青山　貴紀
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１７１５号
名古屋市天白区元八事５丁目205番地　塩釜東団地１号棟801号室
債務者　稲垣　郁夫
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７１６号
名古屋市天白区元八事５丁目205番地　塩釜東団地１号棟801号室
債務者　稲垣はま子
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部